(別表第1) (第2条関係)

72 都市計画法(以下この項において「法」という。)に関する事務

	区分	仏」という。)に関する言	単位	金額
(1) 法第29条第	ア 主として、自己	開発区域の面積が0.1へ	1件	9,000円
1項又は第2項	の居住の用に供	クタール未満の場合		
の規定による開	する住宅の建築	開発区域の面積が0.1へ	JJ .	23,000円
発行為の許可の	の用に供する目	クタール以上0.3ヘクタ		
申請に対する審	的(以下この項に	ール未満の場合		
查	おいて「居住目			
	的」という。) で	開発区域の面積が0.3へ	JJ .	45,000円
	行うもの	クタール以上0.6ヘクタ		
		ール未満の場合		
		開発区域の面積が0.6へ	JJ	90,000円
		クタール以上1ヘクター		
		ル未満の場合		
		開発区域の面積が1へク	JJ	140,000円
		タール以上3ヘクタール		
		未満の場合		
		開発区域の面積が3へク	IJ.	180,000円
		タール以上6ヘクタール		
		未満の場合		
		開発区域の面積が6ヘク	<i>II</i>	230,000円
		タール以上10ヘクタール		
		未満の場合		
		開発区域の面積が10へク	IJ.	310,000円
		タール以上の場合		
	イ 主として、住宅	開発区域の面積が0.1へ	IJ.	14,000円
	以外の建築物で	クタール未満の場合		
	自己の業務の用	開発区域の面積が0.1へ	<i>11</i>	31,000円
	に供するものの	クタール以上0.3ヘクタ		
	建築又は自己の	ール未満の場合		
	業務の用に供す	開発区域の面積が0.3へ	<i>II</i>	68,000円
	る特定工作物の	クタール以上0.6ヘクタ		
	建設の用に供す	ール未満の場合		
		開発区域の面積が0.6へ	JJ .	130,000円
		クタール以上1ヘクター		
	目的」という。)	ル未満の場合		
	で行うもの			
		開発区域の面積が1へク	JJ .	210,000円
		タール以上3ヘクタール		
		未満の場合		
		開発区域の面積が3へク	JJ	280,000円
1		タール以上6ヘクタール		
		未満の場合		
		開発区域の面積が6へク	<i>II</i>	350,000円
		タール以上10ヘクタール		

		未満の場合		
		開発区域の面積が10へク	IJ	500,000円
		タール以上の場合		,
	ウ ア及びイ以外	開発区域の面積が0.1へ]]	90,000円
	のもの	クタール未満の場合		
		開発区域の面積が0.1へ	IJ	140,000円
		クタール以上0.3〜クタ		
		ール未満の場合		
		開発区域の面積が0.3へ	<i>]]</i>	200,000円
		クタール以上0.6~クタ		
		ール未満の場合		
		開発区域の面積が0.6へ	<i>11</i>	270,000円
		クタール以上1ヘクター		
		ル未満の場合		
		開発区域の面積が1へク	<i>II</i>	410,000円
		タール以上3ヘクタール		
		未満の場合		
		開発区域の面積が3へク	<i>II</i>	530,000円
		タール以上6ヘクタール		
		未満の場合		
		開発区域の面積が6ヘク	<i>II</i>	690,000円
		タール以上10ヘクタール		
		未満の場合		
		開発区域の面積が10~ク	<i>II</i>	910,000円
(a) \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	0.011412127113	タール以上の場合		W. I. LED IN THE A TO THE I LE
	2の規定による開発	行為の変更許可の申請に	<i>11</i>	次に掲げる額を合算した
対する審査				額。ただし、その額が91
				万円を超えるときは、91 万円とする。
				ІЛНИЯ О.
				ア 開発行為に関する設
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。) につ
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。) については、開発区域の面積(イに規定する変更を
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更的開発区域の面積、
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を任う場合にあっては変更前の開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては積度がある。 開発区域の面積、開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応いてはっては縮いに応いていていていている。
				ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)につまる場合を除く。)につまる場合を除るのの面積では規定する変更をでは、イに規合にあっての面をでは、の開発区域の開発区域のでは、ののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、は、のののでは、は、のののでは、は、のののでは、は、ののののでは、は、のののでは、は、は、は、
				ア 開発行為に関する設 計の変更(イのみに該当 する場合を除く。)につ は、開発区域の面積 (イに規定するでして (イン場合にあってのを 要前の開発区域の開発区域の開発区域の開発区域の開発区域ので 開発にあるでで は、(1)に定める額に10 分の1を乗じ
				ア 開発行為に関する設 計の変更(イのみに該当 する場合を除く。)につ する場合を除く。)につ は、開発区域の更を では規定にあ変更な では現合にある域のを 時前の区域のを解発の 開発にあっての 開発にあって は は、(1)に定める額に10 分の1を乗じて イ がの用発区 がのように がったな土地の開発区 イ
				ア 開発行為に関する設 計のみに該当 (イのみに該当 で除く。)に関する 場別 でない (神) がいる がいて (神) がいる がいて (神) がいる (
				ア 開発行為に関する設 当 (イのみに該する設 手のみに (イのみに) に関する (
				ア 開発 (イのみに) に関する設 当 (イのみに) の 要 に関する) に関する は、開発 区域 変 日の を と で の で の で の で の で の で の で の で の で の で
				ア 開発では、
				ア 開発 (イ除区域の () の

		ウ ア及びイ以外の変更
		については、1万1,000
		円
(3) 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準	JJ	48,000円
用する場合を含む。)の規定による建築の許可の申請に対する		
審査		
(4) 法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可の申]]	27,000円
請に対する審査		
(5) 法第43条第 敷地面積が0.1ヘクタール未満の場合	<i>]]</i>	7,300円
1項の規定によ 敷地面積が0.1~クタール以上0.3~クタール	<i>]]</i>	19,000円
る建築等の許可未満の場合		
の申請に対する敷地面積が0.3~クタール以上0.6~クタール]]	41,000円
審査・未満の場合		
敷地面積が0.6~クタール以上1~クタール]]	72,000円
未満の場合		
敷地面積が1~クタール以上の場合	IJ	100,000円
(6) 法第45条のア 承認申請をする者が行おうとする開発行	<i>]]</i>	1,800円
規定による開発 為が、主として、居住目的で行うものであ		
許可を受けた地 る場合又は主として、業務目的で行うもの		
位の承継の承認 であって開発区域の面積が1ヘクタール未		
申請に対する審 満の場合		
査 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行	JJ	2,800円
為が、主として、業務目的で行うものであ		
って開発区域の面積が1へクタール以上の		
場合		
ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行	<i>II</i>	18,000円
為がア及びイ以外のものである場合		
(7) 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	用紙	510円
	1枚	